

令和4年度
自己点検評価書

令和5年6月

国立大学法人北海道教育大学

目次

1 趣旨	1
2 令和4年度の点検事項等について	1
3 令和4年度の自己点検評価の総括	2
4 評価対象事項ごとの評価	2
(1) 教育課程	2
(2) 学生受入	6
(3) 学生支援	7
(4) キャリア支援	9
(5) 交換留学生等支援	10
(6) 施設設備	11
(7) 情報セキュリティ	12
(8) 附属図書館	12
参考（関係規則等）	14

1. 趣旨

国立大学における自己点検・評価は、学校教育法第 109 条の第 1 項に基づき義務化され、「大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と規定されている。また、教育職員免許法施行規則第 22 条の 8 に「認定課程を有する大学は、当該大学における認定課程の教育課程、教育研究実施組織、教育実習並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と規定され、大学の内部質保証体制の充実が求められている。

本学では、教育研究の水準の向上を図り、学則第 1 条に規定する本学の目的及び社会的使命を達成するため、「国立大学法人北海道教育大学内部質保証に関する規則」において、「自らの責任で本学の諸活動について点検及び評価を行い、その結果を基に改革・改善に努め、それによって本学の質を保証する」として大学全体の点検評価を実施するとともに、「北海道教育大学における教育課程の内部質保証に関する自己点検評価実施要項」等の細則に基づく点検評価を通じて、大学の改革・改善に繋げている。

この自己点検評価書は、令和 4 年度に実施した自己点検評価の結果をまとめたものである。

なお、令和 4 年度に独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う大学機関別認証評価を受審しており、大学評価基準に適合していると認定されている。

2. 令和 4 年度の点検事項等について

(1) 評価対象事項

「北海道教育大学における教育課程の内部質保証に関する自己点検評価実施要項」をはじめとする各点検評価実施要項に基づき、次に示す 8 項目の評価事項ごとに、点検評価を行った。

- ①教育課程 ②学生受入 ③学生支援 ④キャリア支援 ⑤交換留学生等支援
- ⑥施設設備の管理運営 ⑦情報セキュリティ ⑧附属図書館

なお、教育職員免許法施行規則第 22 条の 8 に基づく教職課程の自己点検・評価については、「教職課程の自己点検・評価に関する方針（自己点検評価委員会裁定）」に基づき、上記の評価事項の点検と併せて実施している。

(2) 自己点検評価の対象時期

令和 4 年 5 月 1 日現在の現況について点検評価を実施した。

(3) 自己点検評価の方法

- ・ 各評価責任者が所掌する全学委員会等が策定した内部質保証に関する自己点検評価実施要項に基づき、各全学委員会等において点検評価を実施。
- ・ 各全学委員会等は点検評価の結果を基に、自己評価報告書及び改善計画案を作成し、自

己点検評価委員会に報告。また、令和3年度の点検評価において改善が必要とされた事項の進捗状況を報告。

- ・ 自己点検評価委員会において、自己評価報告書及び改善計画案について審議し、必要な意見を付したうえで、自己評価報告書及び改善計画を決定した。

3. 令和4年度の自己点検評価の総括

自己点検評価の結果、各内部質保証に関する自己点検評価実施要項に定める評価基準のうち、下記基準を除く全ての基準を満たしている。満たしていないと判断した評価基準については、以下の点において改善する必要があるが、その他の評価基準を含め総合的に勘案した結果、大学が教育研究活動を行う上での質を確保している状況にある。

【基準を満たさないと判断した評価基準】

●附属図書館に関する評価基準

基準2：自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること

- ・ 附属図書館の閲覧席の利用率が低く、効果的に利用されているとは言い難い。

4. 評価対象事項ごとの評価

(1)教育課程

【点検結果】基準を満たしている

教育課程の点検評価は、本学教育委員会が定める「北海道教育大学における教育課程の内部質保証に関する自己点検評価実施要項」に基づき実施した。なお、実施要項に定める評価基準ごとに実施時期を定めており、令和4年度は全38基準のうち、以下の12の基準について点検を行い、全てを満たしていると判断した。

評価対象事項	評価基準	教職課程の自己点検・評価を兼ねるもの
自己点検評価の仕組	5. 教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断を行うことが定められていること	
FDの実施	6. 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント (FD) を組織的に実施していること	○
教育課程の体系性	7. 教育課程の編成が、体系性を有していること	○
教育課程の構造	13. 学部における教育実習又は専門職学位課程における実習が、教育課程において体系的に編成され、適切に実施されていること	○
	14. 教職実践演習が体系的に編成・実施されていること	○

シラバスの策定	15. 適切な授業形態, 学習指導法が採用され, 授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	○
教育課程の実施体制	18. 教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が配置され, それらの者が適切に活用されていること, また, 質の維持, 向上を図る取組を組織的に実施していること	
成績評価	25. 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて, 組織的に確認していること	○
卒業・修了状況	31. 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率, 資格取得等の状況が, 大学等の目的及び卒業認定・学位授与の方針に則した状況にあること	
ディプロマ・ポリシーに則した意見聴取	33. 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により, 大学等の目的及び卒業認定・学位授与の方針に則した学習成果が得られていること	
設備の整備と活用状況	36. 教育研究活動を展開する上で必要な ICT 環境を整備し, それが有効に活用されていること	○
情報の公表	38. 法令等が公表を求める事項を公表していること	○

【点検結果の根拠・理由】

教育職員免許法施行規則が改正（令和3年5月7日公布）されたことに伴い、令和4年度から教職課程の自己点検・評価が義務付けられたため、教育課程の編成や成績評価等に係る評価基準の見直しを行い、令和4年4月に教育課程の内部質保証に関する自己点検評価実施要項を改正している。

授業の内容及び方法の改善を図るためのFD活動として、ICT活用に関する講習会や授業実践交流会、公開授業を継続的に実施しており、令和3年度に全学で9件、各部局を合わせて30件実施し、組織的にFD活動を行っている。

教職課程の体系性については、学生の履修管理を行う「大学教育情報システム」の電子ポートフォリオの機能を利用した履修カルテを整備して、学生の教育職員免許状取得科目の履修状況等を把握し、授業科目「教職実践演習」において教職課程の振返りに活用している。ICTを活用した指導力については、授業科目「教育課程と教育方法（ICT活用を含む）」において対応している。

「大学教育情報システム」の仕様の見直しを行い、令和4年10月に新たに「教育支援総合システム」を導入し、履修管理に加えて、学習成果の集積、各種申請の電子化、健康管理や学納金管理等の機能を備えた仕様とした。なお、「教育支援総合システム」は履修カルテとして活用する電子ポートフォリオに対応していないため、教職実践演習ワーキンググループにおいて新たな履修カルテを作成して対応することとした。

教育実習を履修するための必要単位数等の要件について、各校の学生便覧に明示している。教育実習の事前指導・事後指導を行うための実施計画、実習校への挨拶や研究授業の参観等の教員が行うべき業務について、各校の教育実習を所掌する委員会において定め、実施して

いる。実習校との円滑な連絡及び調整を図ることを目的に、教職大学院連携協力校連絡協議会及び実習運営協議会を令和4年6月にオンラインにて開催し、北海道内の各教育委員会及び教育局（19 機関）、小学校長会及び中学校長会（14 機関）、及び連携協力校（68 校）から参加があった。

学部及び大学院の授業科目において、適切な授業形態、学習指導方法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対してシラバスによって明示されている。なお、令和4年度実施の大学機関別認証評価において、学部の一部の科目に15回の授業計画が確認できない等の指摘があった。指摘事項に対応するため、本学教育委員会において令和4年12月にシラバスチェックリストを改訂し、指摘事項を重点チェック項目に設定し、令和5年度のシラバス点検において対応していくこととした。

学生への教育的効果の向上及び経済的支援を図ることを目的に、大学院生を対象としたティーチング・アシスタント（TA）取扱要項を制定して授業等の補助業務を実施していたが、令和4年度から新たに学部生を対象としたスチューデント・アシスタント（SA）取扱要項を制定した。令和4年9月末時点の配置人数（延べ人数）はTA219人、SA102人となっている。TA等の質の維持・向上を図るため、制度の目的、業務内容及び業務を行う際の心得等をまとめた資料を作成し、学生に配付している。

学部及び大学院において、成績評価基準に則り、各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、「北海道教育大学教学アセスメントの実施の方針」に基づきモニタリングを実施し、組織的に確認している。

学部及び大学院における過去5年間における標準修業年限内の卒業（修了）率、「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、教員免許状の取得状況は以下のとおりであり、大学の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にある。

・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）

教育研究上の基本組織	標準修業年限内の卒業（修了）率				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
学部	89.4%	86.3%	86.2%	88.2%	88.6%
大学院	87.0%	79.5%	91.7%	86.1%	84.8%

・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）

教育研究上の基本組織	「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
学部	95.5%	95.4%	96.3%	94.9%	94.3%
大学院	89.9%	92.7%	86.1%	95.4%	89.9%

教員免許状取得状況(令和4年3月15日卒業・修了者)

全 学

【教育学部】	小学校		中学校		高校		特別支援学校		幼稚園		養護教諭		合計	実人数					
	専修	1種 2種	専修	1種 2種	専修	1種 2種	専修	1種 2種	専修	1種 2種	専修	1種 2種							
札幌校	0	185	15	0	189	22	0	176	0	49	3	0	9	0	0	26	0	674	255
函館校	0	41	0	0	58	2	0	53	0	16	0	0	3	0	0	0	0	173	106
旭川校		109	69		228	81		247		12	25		17	3				791	274
釧路校	0	167	8	0	157	63	0	106	0	78	1	0	0	0	0	0	0	580	184
岩見沢校					79			81										160	84
計	0	502	92	0	711	168	0	663	0	155	29	0	29	3	0	26	0	2378	903

【教育学研究科(修士課程)】	小学校		中学校		高校		特別支援学校		幼稚園		養護教諭		合計	実人数					
	専修	1種 2種	専修	1種 2種	専修	1種 2種	専修	1種 2種	専修	1種 2種	専修	1種 2種							
札幌・岩見沢校	8	0	0	13	0	0	15	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	40	17
函館校	0	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	4
旭川校	4	0	0	10	0	0	6	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	22	13
釧路校	6	0	0	6	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	7
計	18	0	0	31	0	0	29	0	6	0	0	2	0	0	0	0	0	86	41

【教育学研究科(専門職学位課程)】	小学校		中学校		高校		特別支援学校		幼稚園		養護教諭		合計	実人数		
	専修	1種 2種	専修	1種 2種	専修	1種 2種	専修	1種 2種	専修	1種 2種	専修	1種 2種				
札幌校	3	0	0	3	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	12	5
函館校	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3	2
旭川校	3	0	0	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	9	4
釧路校	4	0	0	4	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	13	5
計	11	0	0	11	0	0	15	0	0	0	0	0	0	0	37	16

【養護教諭特別別科】	養護教諭		合計	実人数
	専修	1種 2種		
函館校	0	29	29	29
計	0	29	29	29

令和3年度卒業(修了)時調査を実施し、学位授与方針の能力が身に付いたかという質問に対して「かなり身に付いた」「ある程度身に付いた」と回答した者が、教員養成課程「教員としての豊かな人間性、幅広い教養と知性、主体的に学び続ける姿勢を身に付けている。」については86.7%、国際地域学科「幅広く深い教養と豊かな人間性を身に付けている。」については76.9%、芸術・スポーツ文化学科「豊かな人間性と感性、幅広い知性と教養、それらを社会に活かすコミュニケーション能力を身に付けている。」については74.3%であった。また、修士課程学校臨床心理専攻「教育臨床、心理臨床、発達臨床の各領域における専門的研究を深め、様々な心の問題の援助を必要とする児童・生徒に対して教育臨床アプローチを有効に進めることのできる高度な専門的能力を身につけている。」については100%、専門職学位課程高度教職実践専攻「学校現場における諸課題について、学校全体や地域を俯瞰して広い視野から分析し、その解決に当たることのできる、高度専門職業人としての知識、研究・実践力」については90.0%であった。これらのことから学習成果が得られていることを確認した。

教育研究活動を展開する上で必要なICT環境として、教育用パソコン300台(札幌校66台、旭川校51台、釧路校47台、函館校104台、岩見沢校32台)、教育用タブレット471台(札幌校94台、旭川校100台、釧路校105台、函館校68台、岩見沢校104台)、無線LANアクセスポイント(札幌校30か所、旭川校28か所、釧路校20か所、函館校30か所、岩見沢校10か所)を整備するとともに、デジタル教科書等の教材を整備している。なお、教育用パソコンの稼働状況を調査したところ、1日当たりの利用者数の平均が札幌校11.9人、旭川校1.2人、釧路校2.8人、函館校9.3人、岩見沢校2人であり、全体として稼働率が高いとはいえず、今後の教育用パソコンの更新等の在り方について検討することとした。

学校教育法施行規則第172条の2及び教育職員免許法施行規則第22条の6に基づき、公表が義務付ける項目について公表している。

(2)学生受入

【点検結果】基準を満たしている

学生受入の点検評価は、入学試験委員会が定める「北海道教育大学における学生受入の内部質保証に関する自己点検評価実施要項」に基づき、以下の4基準の点検を行い、全てを満たしていると判断した。

評価対象事項	評価基準	教職課程の自己点検・評価を兼ねるもの
学生受入れに関する事項	1. 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること	○
	2. 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること	○
	3. 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること	○
	4. 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	○

【点検結果の根拠・理由】

学生受入方針の点検を行い、学部及び大学院において「求める学生像」「入学者選抜の基本方針」が明示されていることを確認した。

学生受入方針に沿った学生を確保するために、学部においては一般選抜（前期・後期）、総合型選抜（教員養成特別入試（教員養成課程）、自己推薦入試（芸術・スポーツ文化学科））、学校推薦型選抜、特別入試（帰国子女入試、社会人入試、私費外国人入試、編入学入試）を実施し、大学院においては前期募集と後期募集を実施している。

学生の受入は、学部及び大学院それぞれについて、入学者選抜基本要項を定め、入学試験実施本部が責任をもって実施している。入学者選抜試験の合格者の判定については、教員会議及び教授会が審議を行い、教授会の意見を聴取の上、学長が合格者の認定を行っている。なお、各校の実施要領において、Jアラートが発報された場合のマニュアルが整備されていなかったため、対応することとした。

学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかを検証するため、入試委員会の下にワーキングチームを設置し、学生受入に関する点検・評価を実施している。また、入試分析アドバイザーが高校訪問等で得られた情報や入試の課題について分析し、令和5年1月に連絡調整会議にて報告し、学内に情報共有を行っている。

平成30年度～令和4年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりであり、適正な水準を確保している。

[学士課程]

- ・教育学部教員養成課程：1.04倍
- ・教育学部国際地域学科：1.02倍
- ・教育学部芸術・スポーツ文化学科：1.04倍

[修士課程]

- ・教育学研究科学校臨床心理専攻：1.17倍

[専門職学位課程]

- ・教育学研究科高度教職実践専攻：0.80倍

[別科]

- ・養護教諭特別別科：0.78倍

(3) 学生支援

【点検結果】 基準を満たしている

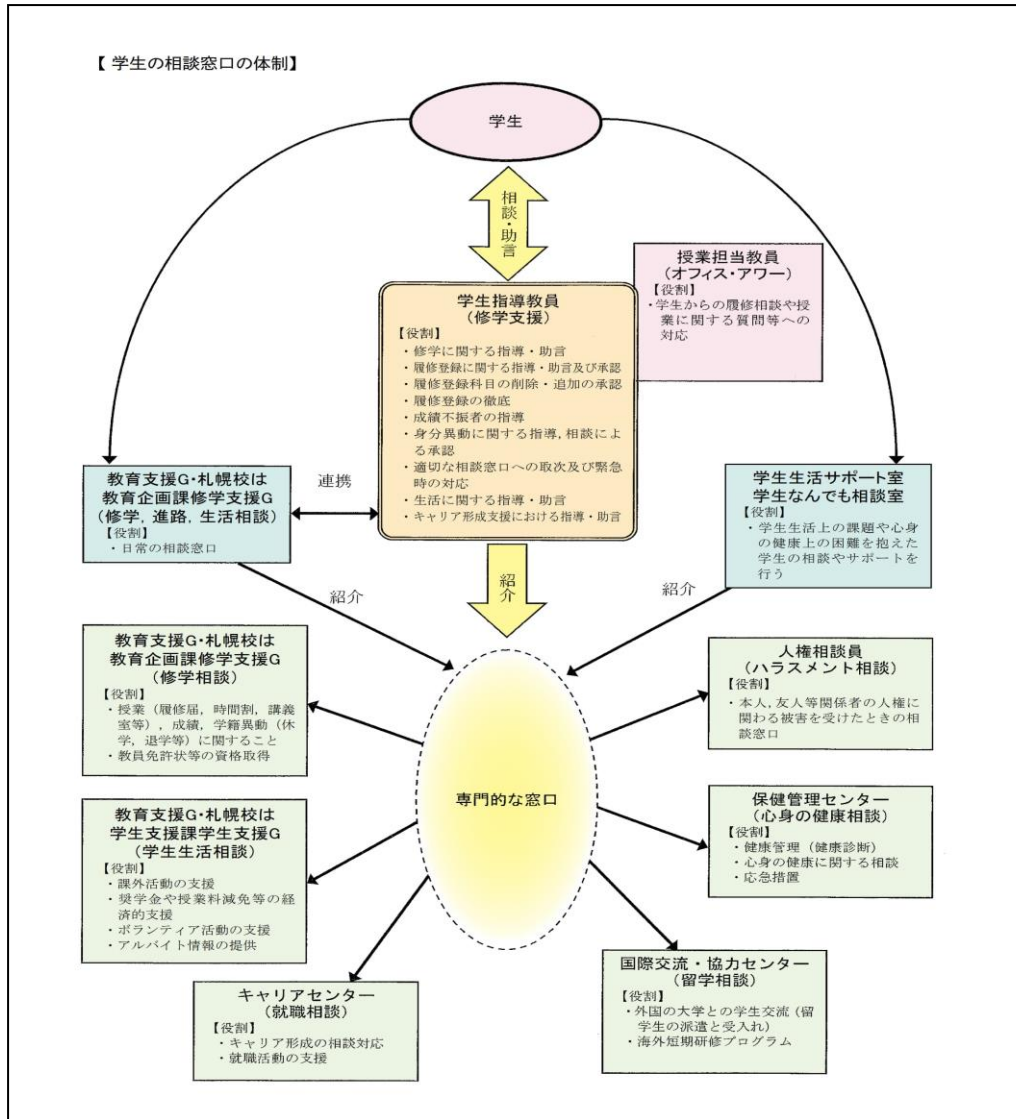
学生支援の点検評価は、学生支援委員会が定める「北海道教育大学における学生支援の内部質保証に関する自己点検評価実施要項」に基づき、以下の5基準の点検を行い、全てを満たしていると判断した。

評価対象事項	評価基準	教職課程の自己点検・評価を兼ねるもの
学生支援に関する事項	1. 学生の生活、健康、に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること	
	2. 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること	
	3. 留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	
	4. 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	
	5. 学生に対する経済面での援助を行っていること	

【点検結果の根拠・理由】

学生の生活、健康に関する相談・助言体制として、学生生活サポート室、保健管理センター、人権委員会を設置して対応している。総合的相談は学生生活サポート室が、身体的健康に係る支援は保健管理センターが、精神的健康に係る支援は保健管理センターと学生生活サポート室が対応している。

各種ハラスメントに関しては、人権侵害の防止等に関する規則に基づき人権委員会を設置し、人権相談員が対応している。人権侵害について相談があった場合は、相談者の同意を得て、当該事案の概要を速やかにキャンパス長、人権委員会委員長及び主任相談員に書面で報告するとともに、原則として相談を受けた相談員及び主任相談員による会議を開催して対応について協議する等により、ハラスメント等に関する相談に適切に対応している。



令和4年度の課外活動団体は239団体あり、そのための施設として体育館、武道場、多目的活動施設等を整備し、運営資金の支援及び備品貸与等を行うほか、リーダー研修会等を開催して学生団体からの意見聴取の場を設けている。

留学生の生活支援については、日本人学生と同様に学生委員会が窓口となって対応している。

障害のある学生への生活支援については、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第9条第1項の規定に基づき、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員等対応規則」を定め、学生生活サポート室を中心に、保健管理センター、各校の教育支援グループ等に相談窓口を置き、学生生活上の課題や心身の健康上の困難を抱えた学生を支援している。

学生に対する経済面での援助は、日本学生支援機構奨学金、入学料免除、授業料免除について実施するほか、北海道教育大学基金による給付奨学金等を実施し、令和3年度は478人の対象者に総額8,558千円の給付を行った。留学生については、日本人学生と同様の基準により、授業料等の減免及び徴収猶予を実施している。

北海道教育大学基金による授業料減免及び給付奨学金等実施状況(平成29年度～令和3年度)

修学支援事業

(授業料減免事業) 経済的理由により修学が困難な学生を支援するため、半期の授業料を減免する。

(奨学金給付事業) 経済的理由により、修学が困難な学生を支援するため、奨学金を給付する。

(緊急学生支援金) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、経済的理由等により、修学が困難な学生を支援するため、奨学金を給付する。

育英事業

(奨学金給付事業) 成績が優秀な学生に対する奨学金を給付する。

年度	授業料減免		給付奨学金		緊急学生支援金		成績優秀者給付奨学金		小計	
	対象者数	実施額	対象者数	実施額	対象者数	実施額	対象者数	実施額	対象者数	実施額
平成29年度	1	130,200	10	1,000,000	—	—	25	2,500,000	36	3,630,200
平成30年度	1	133,950	10	1,000,000	—	—	25	2,500,000	36	3,633,950
令和元年度	5	669,750	20	2,000,000	—	—	25	2,500,000	50	5,169,750
令和2年度	10	1,294,850	8	800,000	568	14,090,000	25	2,500,000	611	18,684,850
令和3年度	0	0	16	1,600,000	437	4,458,000	25	2,500,000	478	8,558,000

(4) キャリア支援

【点検結果】 基準を満たしている

キャリア支援の点検評価は、キャリアセンターが定める「北海道教育大学におけるキャリア支援の内部質保証に関する自己点検評価実施要項」に基づき、以下の4基準の点検を行い、全てを満たしていると判断した。

評価対象事項	評価基準	教職課程の自己点検・評価を兼ねるもの
就職支援に関する事項	1. 学生の就職等進路に関する相談・助言体制を整備していること	○
	2. 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	○
	3. 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学（進学希望者に対する進学者の割合）の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	○
	4. 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	○

【点検結果の根拠・理由】

学生の就職等進路に関して、各校にキャリアセンターを設置し、教職担当及び民間・公務員担当のキャリア相談員を配置して対応している。教員採用2次試験に向けた支援体制の強化のため、教員養成課程を置く3キャンパスについては、教職担当のキャリア相談員を常駐させ、教員採用試験に向けた面接指導時間を令和3年度実施分の240枠から36枠を追加し、令和4年度は276枠を確保した。

社会的・職業的自立を図るため、1～2年生の学部生に対して授業「教員になるためのキャリア形成」を開講し、教員就職率向上に向けて取り組んでいる。民間企業や公務員志望者

向けには、「キャリア支援講座」を開催し、就職活動や採用面接の指導等を実施し、支援している。

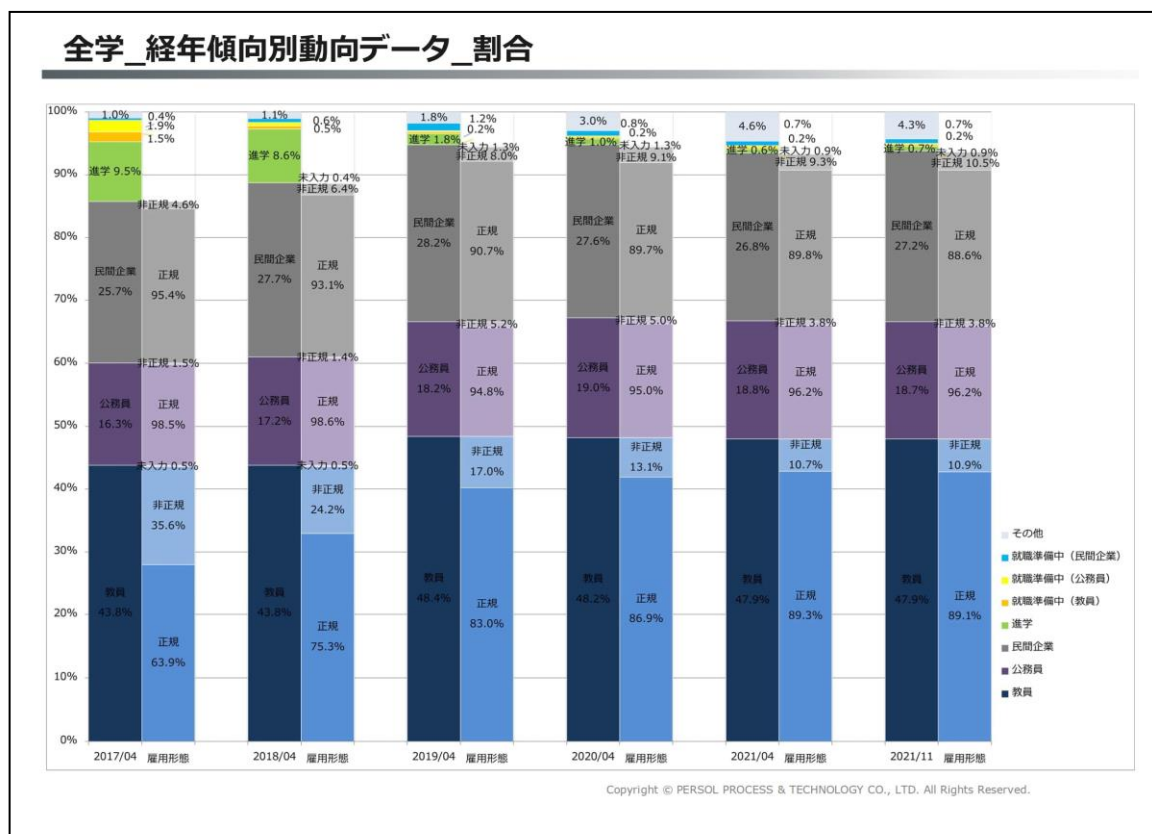
令和3年度の就職及び進学の様子は、次のとおりである。

[就職希望者に対する就職率]

- ・教育学部教員養成課程 97.4%
- ・教育学部国際地域学科 93.3%
- ・教育学部芸術・スポーツ文化学科 93.9%
- ・教育学研究科修士課程※ 93.9%
- ・教育学研究科高度教職実践専攻 100%
- ・養護教諭特別別科 93.1%

※令和3年度から募集停止した学校教育専攻及び教科教育専攻を含む。

卒業後一定期間の就業経験等を経た卒業生からの意見聴取のため、平成29年3月卒業生を対象に調査を実施した。その結果、正規雇用率について、平成29年度79.9%から令和3年度90.3%に上昇しており、特に教員の正規雇用が平成29年度63.9%から令和3年度89.1%と大幅に増加している。これらのことから、学習成果が得られていることを確認した。



(5) 交換留学生等支援

【点検結果】基準を満たしている

交換留学生等支援の点検評価は、国際交流・協力センターが定める「北海道教育大学における交換留学生等支援の内部質保証に関する自己点検評価実施要項」に基づき、以下の2基

準の点検を行い、全てを満たしていると判断した。

評価対象事項	評価基準	教職課程の自己点検・評価を兼ねるもの
交換留学生等支援に関する事項	1. 交換留学生等への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	
	2. 交換留学生等に対する学習支援を行う体制を整えていること	

【点検結果の根拠・理由】

交換留学生等に対する生活支援として、留学生の受入があるキャンパスにおいて渡日時のオリエンテーションを実施し、必要に応じて生活相談全般の支援を行うレジデンス・チューターを令和4年度に10人配置した。

学習支援として、留学生の指導教員の下で支援を行うアカデミック・チューターを令和4年度に49人配置した。

各チューターに対して説明会を実施し、業務内容の理解を深めるとともに、支援される留学生に対して意見聴取を行いながら支援を行っている。

(6) 施設設備

【点検結果】 基準を満たしている

施設設備の管理運営に係る点検評価は、施設マネジメント委員会が定める「北海道教育大学における施設設備の管理運営に係る内部質保証に関する自己点検評価実施要項」に基づき、以下の施設維持管理マニュアルに基づく点検を行い、全てを満たしていると判断した。

評価対象事項	評価基準	教職課程の自己点検・評価を兼ねるもの
施設設備の管理運営に関する事項	施設維持管理マニュアル (2022年度版) ※施設の整備状況、安全性の状況について、マニュアルに基づき、春季(5月)に点検を実施	

【点検結果の根拠・理由】

点検の結果、各校から1,747件(札幌校164件、旭川校110件、釧路校790件、函館校514件、岩見沢校169件)の不具合の報告があった。この報告を各校の建物ごとに取りまとめて全100件とし、修繕の必要性が高い順からS、A、B、Cの評価を実施したところ、B評価が9件、C評価が91件という結果となった。今回の結果を受け、緊急性を伴う不具合は無かったが、修繕事業の評価及びキャンパスマスタープラン、インフラ長寿命化計画及び学生の意見(令和3年度実施学生アンケート)に基づき修繕計画を立て、実施することとした。

(7)情報セキュリティ

【点検結果】基準を満たしている

情報セキュリティの点検評価は、情報化推進委員会が定める「北海道教育大学における情報セキュリティの内部質保証に関する自己点検評価実施要項」に基づき、以下の1基準の点検を行い、全てを満たしていると判断した。

評価対象事項	評価基準	教職課程の自己点検・評価を兼ねるもの
情報セキュリティに関する事項	1. 教育研究活動を展開する上で必要な ICT 環境における学内 LAN 設備及びネットワーク装置等の情報セキュリティに関して十分なメンテナンスや管理がされているか。	

【点検結果の根拠・理由】

各校を結ぶ情報ネットワーク及び無線 LAN のアクセスポイントを整備するとともに、コンピューター室等に各校合わせて741台の情報端末を整備している。

情報システムの運用については、情報システム基本規則に基づき、情報システム運用管理要項や情報セキュリティ教育ガイドラインを整備している。学生に対しては、端末操作や情報検索方法だけでなく、情報セキュリティや倫理・マナーについて授業科目「情報機器の操作」等で情報リテラシー教育を実施している。

(8)附属図書館

【点検結果】点検した2基準のうち、基準2を満たしていない

附属図書館の点検評価は、附属図書館運営委員会が定める「北海道教育大学における附属図書館の内部質保証に関する自己点検評価実施要項」に基づき、以下の2基準の点検を行い、基準2「自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること」については、基準を満たしていないと判断した。

評価対象事項	評価基準	教職課程の自己点検・評価を兼ねるもの
附属図書館における学習環境の整備に関する事項	1. 図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること	
	2. 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること	

【基準2を満たさない理由】

構成館のうち函館館を除く4館においてラーニングcommonsを設置している。ラーニングcommonsとそれ以外の閲覧席の活用状況を検証したところ、3館（札幌、旭川、函館（函館はラーニングcommons以外の閲覧席のみ検証））では基準を満たしているとしたものの、釧路館及び岩見沢館の座席占有率が5%弱であったため、附属図書館全体として「基準を満たさ

ない」と判断した。

【点検結果の根拠・理由】

附属図書館は、札幌館、旭川館、釧路館、函館館、岩見沢館の5館で構成し、総面積 9,520 m²、閲覧座席数 813 席を整備している。

令和4年5月1日現在、5館合わせて蔵書数 1,161,887 冊（うち外国書 118,944 冊）、学術雑誌数 24,150 タイトル（うち外国書 2,329 タイトル）、電子ジャーナル 4,533 タイトル（5館で共用）を収蔵し、各館とも幅広い分野の資料を収集・提供している。

貸出状況を確認したところ、令和2年度は 37,621 冊とコロナ禍により一時的に落ち込んでいたが、令和3年度は 48,115 冊に増加し、構成館により違いがあるものの利用数が回復傾向にあることが分かった。

自主的学習環境については、令和4年度に岩見沢館にラーニングコモンズを整備した。令和5年度の函館館の改修をもって、全5館にラーニングコモンズが整備される予定である。

自主的学習環境が効果的に利用されているかについて、ラーニングコモンズとそれ以外の閲覧席の活用状況を検証したところ、3館（札幌、旭川、函館（函館はラーニングコモンズ以外の閲覧席のみ検証））では基準を満たしているとしたものの、釧路館及び岩見沢館の座席占有率が5%弱であったため、附属図書館全体として「基準を満たさない」と判断した。釧路館と岩見沢館については、グループ学習室にWi-Fiの整備を進めるとともに、教員にグループ学習室の積極的な利用について周知を行う等の改善計画を立て、実施することとしている。

参考（関係規則等）

【国立大学法人北海道教育大学規則集（<https://education.joureikun.jp/hokkyodai/>）】

- ・国立大学法人北海道教育大学内部質保証に関する規則
- ・北海道教育大学における教育課程の内部質保証に関する自己点検評価実施要項
- ・北海道教育大学における学生受入の内部質保証に関する自己点検評価実施要項
- ・北海道教育大学における学生支援の内部質保証に関する自己点検評価実施要項
- ・北海道教育大学におけるキャリア支援の内部質保証に関する自己点検評価実施要項
- ・北海道教育大学における交換留学生等支援の内部質保証に関する自己点検評価実施要項
- ・北海道教育大学における施設設備の管理運営に係る内部質保証に関する自己点検評価実施要項
- ・北海道教育大学における情報セキュリティの内部質保証に関する自己点検評価実施要項
- ・北海道教育大学における附属図書館の内部質保証に関する自己点検評価実施要項

【その他資料】

- ・教育課程の自己点検・評価に関する方針（自己点検評価委員会裁定）